

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ベネズエラ人権報告書 2019 年版

概要

ベネズエラは、法的には多党制立憲共和国であるが、10 年以上にわたって政治権力が単一政党に集中し、権威的な行政権力が司法権力、市民権力（検事総長及びオンブズマンを含む）、政府の選挙関連組織に対して強い支配力を行使しており、選挙で選ばれた立法府と並んで非正当な立法府を打ち立てている。2019 年 1 月 10 日に、ニコラス・マドゥロ（Nicolas Maduro）元大統領の任期は終了した。マドゥロ元大統領は、自由でも公正でもないと広く非難された 2018 年の大統領選挙において「勝利」を主張し、それを根拠として地位を維持することを目指したが、民主的選挙で選ばれた国民議会

（National Assembly : AN）は、この主張を受け入れなかった。2019 年 1 月 23 日、フアン・グアイド（Juan Guaidó）が国民議会議長として、空席に関する憲法の規定に従って暫定大統領に就任した。マドゥロ元大統領は、キューバの治安部隊員数百人の支援を得て、国家権力機関に対する支配を引き渡すことを拒否し、グアイド暫定大統領に自国内で権力を行使することを妨げている。2015 年の立法府の選挙において、野党は AN の絶対多数（3 分の 2）を獲得した。しかし、旧マドゥロ政権は最高裁判所（TSJ）に対する支配力を利用して非正当な制憲議会（Constituent National Assembly : ANC）を作り上げた。ANC は AN を侮辱者の地位に置き、法律制定という憲法上の役割を奪い、憲法の分権原則を弱めた。

治安部隊に対する文民当局の統制は後退し、強い政治色を帯びていた。国家警備隊

（National Guard : GNB）（防衛省及び内務・正義・平和省の両省に直属する国軍の下部組織）は、社会秩序の維持、主要政府機関及び刑務所周囲の警備、麻薬取締活動の実施、国境監視、遠隔地域における警察業務の実施を担当する。ほぼ全ての犯罪捜査を実施する国家警察、科学・刑事・犯罪捜査局（National Scientific Criminal and Investigative Corps : CICPC）と国内外で情報を収集し、汚職、転覆及び武器密輸事件の調査を担当するベネズエラ国家情報局（SEBIN）は、内務・正義・平和省の管轄下にある。警察には、市、州及び国家警察部隊がある。市及び州警察部隊は、市長及び知事の監督下に置かれている。ベネズエラ国家警察（Venezuelan National Police (PNB)）は、内務・正義・平和省に直属する。内務・正義・平和省のウェブサイトによれば、PNB の主要業務はカラカス首都地区リベルタドル市の警察業務であり、具体的には、カラカス地域の幹線道路、鉄道及び地下鉄の巡回、及び外交使節団の護衛を行う。PNB は、国内 23 州のうち 7 州に最低限の人員配置を維持している。

重要な人権問題として、不法又は恣意的な殺害（コレクティーボ（政権が支援する武装集団）を含む旧マドゥロ政権の治安部隊による超法規的処刑を含む）、強制失踪、治安部隊による拷問、治安部隊による恣意的な拘禁、過酷で生命を脅かす刑務所の状況、政治犯、プライバシーへの不法な干渉、司法の独立性の欠如があった。旧マドゥロ政権は、民営のテレビ局、ラジオ局及びその他の報道機関の信号の常態的な遮断、活動の妨害、停止によって、自由な表現と報道を制限した。誹謗、扇動及び不正確な報道は、刑事告発の対象になった。旧マドゥロ政権は暴力を使用して平和的抗議デモを抑圧し、集会の自由を抑圧した。その他の問題には、AN メンバーの脅迫、嫌がらせ、虐待（適正なプロセス及び国会議員免責の否認を含む）、全てのマドゥロ寄りの治安部隊及びその他の国家・州の政権機関（最高レベルを含む）での汚職及び刑事免責の蔓延、人身売

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

買、先住民への暴力、最悪の形態の児童就労などがあった。旧政権はこのような問題の撤廃に向けて最低限の努力しかなかった。

警察による虐待及び犯罪（特に違法武装集団の活動）への関与が継続的に報告された。これには、違法及び恣意的な拘禁、超法規的処刑、誘拐及び過剰な武力行使などがあったが、旧政権は、国家、州、地方自治体のレベルで、人権侵害を働いた当局者を捜査するための有効な行動を取らなかった。また、そのような虐待には刑事免責が存在していた。人権オンブズマン局（Office of the Human Rights Ombudsman）は、警察及び軍職員が犯したとされる人権侵害に関する情報を提供しなかった。非政府組織（NGO）によれば、被害者の多くは報復の恐れ又は警察に対する不信感から、警察にも他の政権当局にも暴力犯罪を申告していないということである。キューバの治安部隊員の支援を受けた旧マドゥロ政権は権力の委譲を拒否し、暫定政府の行動を妨げている。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など

a. 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

旧マドゥロ政権は超法規的処刑に関する統計データを公表しなかったが、複数のNGOの報告によれば、2019年を通じて、国、州及び地方自治体レベルの警察機関の他、国軍及び政権が支援するコレクティブはかかる処刑を行った。

超法規的処刑の関与を理由に訴追、又は禁固刑を受けた公務員の数に関する公式情報も入手できなかった。超法規的処刑は、警察が行った殺害の場合は、たいてい、「当局への抵抗」に分類された。

国連人権高等弁務官事務所（Office of the High Commissioner for Human Rights : OHCHR）の2019年7月の報告によれば、治安部隊は同年1月から5月までに1,569人の処刑を実行し（そのほか2018年に5,287人）、その多くは「超法規的処刑に該当する可能性がある」とのことである。OHCHRは最も処刑の多い政権治安部隊の1つである特殊部隊（Special Actions Force : FAES）の解散を求めた。これは、大規模な全国的抗議活動を鎮圧するため2017年に、マドゥロ元大統領が創設した特殊なPNB部隊である。NGOのモニター・オブ・ビクティムズ（Monitor of Victims）によれば、2019年1月から6月までの期間にFAESが行った処刑は、マドゥロ寄りの治安部隊による殺害の70%を占めた。FAESの戦術は、人民解放保護作戦と呼ばれる2015年から始まった旧政権の全国規模の犯罪撲滅戦略を実行するものであった。この作戦の特徴は、治安職員数百人態勢で行われる大規模な地区急襲である。

NGOのベネズエラ社会紛争監視団（Venezuelan Observatory of Social Conflict）の報告によれば、2019年前半6カ月間の抗議運動者の逮捕の間に少なくとも6件の超法規的処刑があった。ジョニー・ゴドイ（Jhonny Godoy）は、PNBとFAESの武装メンバー約20人が彼を逮捕するためにカラカスの自宅を急襲した2019年1月25日に殺害された。ゴドイは、2019年1月23日に行われた大規模抗議活動の際に、マドゥロを非難した動画を公表し、それがソーシャルメディアで急速に拡散した。目撃者の陳述によれば、ゴドイの自宅に入った時、政権治安部隊は彼の家族を脅迫して1つの部屋に閉じ込めた上で、ゴドイを殴打した。そして治安職員は彼を屋外に連れ出し、射殺した。NGOと人権団体は、ゴドイの死をFAESが狙いを定めて行った殺害だと述べた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

旧マドゥロ政権の報告によれば、2017年以後に行われた殺人及びその他の犯罪に関して、FAESの隊員388人が捜査を受けている。しかし、OHCHRの調査では、協力の拒否、証拠の改ざん、司法手続きの遅れ、犠牲者親族への嫌がらせによって捜査が阻害されていることが分かった。複数のNGOによれば、検察官が超法規的処刑の加害者を訴追することもあったが、訴訟の判決はたいてい軽く、有罪判決はたいてい上訴で覆された。多くの場合、政権は下位の職員を犠牲にして、不法な命令を出した高位の職員は職務を維持できるようにしている様子がある。

b. 失踪

2019年7月にOHCHRが公表した調査によれば、2014年以降に自由を恣意的に剥奪されたと判断された135人のうち、一部の事件は強制失踪に該当する。NGOのエスパシオ・プブリコ（Espacio Publico）とアンドレス・ベジョ・カトリック大学（Andres Bello Catholic University）による2018年10月の調査には、旧マドゥロ政権が被拘禁者の所在を明らかにするまで、数日あるいは数週間にわたって失踪していたと言われている事件が19件記録されている。

2019年4月26日に、SEBINのエージェントがANのジルベール・カロ（Gilber Caro）議員を拘禁した。国際連合によれば、カロは法律で義務付けられている拘禁の48時間以内に裁判官の下に出頭させられなかったため、彼の逮捕は強制失踪になる。2019年5月31日に政権は、カロがカラカスのSEBIN本部で拘禁されたことを公表したが、彼の弁護士は彼と面会することが妨げられた。カロは2019年6月17日に、その拘禁の根拠が公的に説明されることなく釈放された。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

かかる慣行は憲法及び法律で禁じられているが、信頼できる報告によれば、マドゥロ寄りの治安部隊は被拘禁者を拷問及び虐待した。政権職員が法の下に告発された報告はなかった。

政権寄りの人権オンブズマン局は、2019年を通じて、警察による拷問の申し立てに関する統計データを公表しなかった。広範囲に及ぶ拷問及び「残虐、非人道的且つ品位を傷つける扱い」の事案は、いくつかのNGOにより詳しく説明された。複数の人権擁護団体の報告によれば、旧政権は、検事総長及び公選弁護人に引き続き影響力を発揮し、選択的且つ主観的に調査を実施した。拷問を申し立てた事案における調査、訴追又は有罪判決に関する公式のデータは入手できなかった。NGOのフォロ・ペナル（Foro Penal）の主張によれば、被害者が報復を恐れたために政府機関に報告されなかった事案は数百件にも上るといふ。

報道機関及びNGOの報告によれば、容疑者に対する逮捕時の殴打及び屈辱的な扱いは日常茶飯事で、旧マドゥロ政権の様々な警察機関及び軍が関与したということである。2019年を通じて、収監者に対する拷問及びその他の残虐、非人道的又は品位を傷つける扱い又は処罰が複数報告された。政権寄りの当局は、被拘禁者を窒息、電気ショック、骨折、手足からの吊り下げ、数時間にわたる跪きの強要を施したと伝えられている。被拘禁者の報告によれば、政権寄りの治安部隊が彼らを拘禁施設から家屋やその他の秘密の場所に移動させて、そこで虐待が起きた。残虐な扱いは、たいてい旧政権当局が関与

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

しており、収監者の医学的治療の拒否及び長期にわたる隔離拘禁が行われた。後者の慣行は、政治犯に最もよく利用された。NGOは、拘禁施設で政権寄りの当局から性的虐待を受けたと申し立てた被拘禁者の報告を詳細に説明した。

フォロ・ペナルは、政権に拘束された期間に、適切な治療を拒否された政治犯の複数の事例を報告した。フォロ・ペナルによれば、政権当局は被拘禁者を医療施設に搬送したが、被拘禁者はそこで治療を受ける代わりに、治安職員に尋問されたということである。カスラ中南米調査研究所（Casla Institute for the Study of Latin America）所長のタマラ・スジャは、2019年中に拷問の行使が増加して、拷問の新たな事例72件と脱走兵士の親族5人の拘禁が2019年7月時点で発生していると指摘した。

2019年6月21日に、軍事防諜総局（Directorate General of Military Counterintelligence : DGCIM）は、マドゥロの転覆を画策したとの容疑で、退役海軍少佐のラファエル・アコスタ・アレバロ（Rafael Acosta Arevalo）を逮捕した。旧マドゥロ政権は、アコスタの所在を公表せずに1週間が経過したところで、彼を軍事法廷に出廷させた。アコスタの弁護士によれば、2019年6月28日の審理において、アコスタは車椅子で現れ、話すことも立つこともできず、拷問を受けた明確な跡があった。当局はアコスタを軍病院に移し、彼はそこでその後間もなく死亡した。検死で、アコスタが複数の骨折、火傷、その他の傷を負っていたことが見受けられた。2019年9月24日に、2人の下位のGNB職員が故意の殺人を理由に、6年8カ月の禁固刑に処せられたが、拷問に対する法律は15年から25年の禁固を定めている。旧マドゥロ政権による脅迫と嫌がらせの申し立てがあったため、2019年10月1日に、米州人権委員会（Inter-American Commission on Human Rights : IACHR）は、アコスタの家族に予防的保護措置を与えた。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所はほぼどこでも、著しい過密状態、食糧不足、不適切な衛生状態及び医療、組織的暴力、及び劣悪なインフラにより、過酷で生命を脅かす状況であった。武装暴力集団を収監する一部の刑務所は、そのような武装暴力集団に事実上支配されていた。状況が最も厳しいのは、警察署の拘置所等の裁判前勾留施設であった。

物理的状況：NGOのA Window to Liberty（UVL）によれば、収監者の定員は、刑務所がおよそ19,000人で、警察署の拘置所はおよそ5,000人であった。過密率は刑務所が平均172%で、警察署の拘置所は平均415%であったが、NGOのベネズエラ刑務所監視（Venezuelan Observatory for Prisons : OVP）によれば、一部の拘置所は800%から1200%の過密率であった。

女性刑務所は2カ所で、ミランダ（Miranda）州とスリア（Zulia）州に1カ所ずつであった。男女混合刑務所に収容される女性は、法の規定により、別棟又は女性専用区画に収容されなければならない。現地NGOの報告によれば、男性収監者と女性収監者は同じ監房に収容された。旧マドゥロ政権の治安部隊及び警察当局は、別個の施設があるにもかかわらず、たいてい未成年者を成人と一緒に収容した。施設は定員超え状態であったため、違反行為で告発された数百人もの子どもは少年拘禁施設に監禁され、伝えられるところによれば、狭く不衛生な監房に押し込められているということである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

CICPC 拘禁施設、警察署の拘置所、拘禁施設も過密状態であったため、多くの警察署が簡易的な監房に改装させられた。伝えられるところによれば、収監者は、順番に床や事務椅子で睡眠を取っており、衛生的な施設は少ないか全くなかった。公判前勾留者を収容する 203 カ所の施設に関する UVL の 2019 年調査では、過密率は 509%であることが明らかになった。2017 年の UVL 調査によれば、80%以上の施設は、医療サービス、娯楽区域、指定された面会区域又はランドリー設備を備えていなかった。60%以上は飲料水がなく、50%以上は定期的なゴミ収集も適切なトイレもなかった。

刑務所内及び周囲の治安はそれぞれ、GNB 及び内務・法務・平和省が担当している。旧マドゥロ政権は、刑務所の治安状態を十分に保持しなかった。OVP の推計によれば、刑務所の治安関係者の人員需給ギャップは 90%で、国際基準が推奨する 10 人に 1 人に対し、収監者 100 人に看守 1 人という状況である。UVL は 2018 年に 305 人の収監者の死亡を報告しており、その半数以上は、暴動、争い、逃亡の企てを含む暴力の結果であった。UVL は、刑務所内に蔓延する、概して不衛生且つ危険な状況を原因とした収監者の死亡も報告しており、38%は結核によるものである。OVP の報告によれば、不適切な栄養計画及び飲料水の不足に起因して、収監者の間で胃疾患は一般的である。

2019 年に発生した刑務所及び拘禁施設の暴動で、何人もの収監者が死亡及び負傷した。例えば 2019 年 5 月 24 日に、ポルトゥゲサ (Portuguesa) 州の警察署での収監者と FAES との衝突により 30 人の収監者が死亡し、19 人の警察官が負傷した。報道によれば、収監者は拘置所での環境の改善と面会の権利を求めて請願を行ったが、この拘置所では 60 人向けに設計されたスペースに 500 人以上の収監者が収容されていた。政権寄りの当局者は、この出来事を逃亡の企てと対立する暴力集団間の争いだと言ったが、NGO はこれを虐殺と呼んだ。

収監者がテクノロジーを使って犯罪活動に従事するのを防ぐことを意図した、刑務所内での携帯電話及びインターネットの利用を制限する 2016 年の法律は、依然として実施されていなかった。

UVL の調査では、刑務所運営当局による食糧供給の不足を理由に、半分近くの拘禁施設が収監者の食糧、水、医薬品を提供することをその家族に要求した。そして、拘禁施設の 21%では、看守が家族の訪問に対して金銭を要求した。

複数の NGO の報告によれば、被拘禁者の記録は適切に維持されておらず、記録に載せられる情報は、不完全であることが多かった。旧政権は、結核、HIV／エイズ及びその他の病気又は治療を行わなかったことによる刑務所内での死亡についての情報を制限した。NGO のソリダリティ・アクション (Solidarity Action) によるある調査結果によれば、刑務所の規則は、HIV／エイズ患者の「食事も治療も施されない狭い場所」内での隔離を引き起こした。OVP の報告によれば、収監者に対する治療、医薬品、医療設備及び医師は概ね不足していた。収監者は、たいてい、症状を無視して同じ薬を処方された。妊婦が検診を受けるための適切な施設はないことが多かった。

運営：刑務所業務省 (Ministry of Penitentiary Services) は、収監者についてや、ハンガーストライキ、反乱、虐殺を引き起こした過酷な状況の調査について、OVP、UVL、その他の人権擁護団体、収監者又は家族の要求に応じなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

受刑囚及び被拘禁者は、泊まりがけ面会の特権を含め、面会の機会を概ね与えられなかった。看守が面会者に嫌がらせ又は虐待を行うこともあった。政治犯については、看守は家族と法的代理人による面会に厳しい制限を課した。面会機会を与えられると、面会者は裸で身体検査を受けさせられることがあった。

独立的監視：人権擁護団体は、刑務所及び拘禁施設への立ち入り許可を得る際に、長期的な遅延及び制限に引き続き遭遇した。ベネズエラ・ローマカトリック司教会議

(Venezuelan Episcopal Conference of the Roman Catholic Church) の平信徒 300 人以上が、40 カ所の刑務所でボランティア活動を行った。平信徒達は、正式な刑務所立ち入りは禁止されたが、家族の面会日に受刑囚を訪問した。2019 年 3 月に、国際赤十字委員会

(International Committee of the Red Cross) はカラカスにある 2 つの民間と軍隊の刑務所を訪問した。これは、同組織として 2012 年以来の訪問であった。2019 年 3 月と 9 月の間に、OHCHR は拘禁施設に 6 回の訪問を行った。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

憲法は、裁判所命令を伴わない個人の逮捕又は拘禁を禁じており、審理中は被告を保釈すると規定しているが、裁判官も検察官も、この規定を頻繁に無視した。個人が法廷内でその逮捕又は拘禁の合法性に異議を申し立てる権利は法の定めるところであるが、旧マドゥロ政権は、概ねこの要件を遵守しなかった。フォロ・ペナル、1989 年 2 月から 3 月の被害者家族のための委員会 (Committee for the Families of Victims of February-March 1989)、報道・社会研究所 (Institute for Press and Society)、エスパシオ・プブリコ、人権に対する教育及び行動のためのベネズエラのプログラム (Venezuelan Program for Education and Action on Human Rights : PROVEA) といった NGO によれば、未解決の恣意的拘禁事案は 2,000 件以上あるということだったが、旧マドゥロ政権は、このような NGO に対し、その請願を提示する正式な手段をほとんど与えなかった。政権は、外国人を含む複数の個人を、刑事告発をせず、長期にわたって恣意的に拘禁した。

逮捕手続及び勾留中の取扱い

逮捕には令状が義務付けられているが、ある個人が犯罪行為を実行中の場合や、捜査中の容疑者又は目撃者の確保を目的に逮捕される場合は、逮捕令状がなくても拘禁が許される。警察は、頻繁に、令状なしに拘禁した。法律では、拘禁の合法性を判断するために、被拘禁者を検察官には 12 時間以内、裁判官には 48 時間以内に出頭させなければならないと定めている。被拘禁者は、法の規定により、その罪状を速やかに通知されなければならない。旧政権はこれらの要件を日常的に無視した。

保釈は法の定めるところであるが、特定の犯罪については適用できない。保釈は、ある個人が犯罪行為の実行中に逮捕された場合や、被告に逃亡又は捜査妨害の恐れがあると裁判官が判断する場合には却下される可能性がある。被拘禁者が弁護士に接見する権利及び家族と面会する権利は法の定めるところであるが、特に政治犯には、この要件はたいてい満たされなかった。憲法の定めにより、被拘禁者は家族及び弁護士に直ちに連絡を取る権利があり、家族及び弁護士は被拘禁者の消息を知る権利を有する。訴訟手続きの遅延責任が被告にある場合等の特定の状況を除き、1 つの犯罪で告発された個人を、その犯罪について宣告され得る最低刑期又は 2 年のいずれか短い期間より長く拘禁することは許されない。旧政権はこれらの要件を日常的に無視した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

恣意的な逮捕：フォロ・ペナルの報告によれば、2019年1月1日から8月31日までに発生した恣意的拘禁事案は2,169件で、その過半数は抗議活動中に拘禁された。

2019年3月21日に、SEBINのエージェントがフアン・グアイド暫定大統領の首席補佐官のロベルト・マレーロ（Roberto Marrero）、彼のボディガードのルイス・アルベルト・パエス（Luis Alberto Paez）、彼のドライバーのルイス・アギラル（Luis Aguilar）を逮捕した。マレーロを共謀、反逆、武器密輸で起訴した検察官が提出したと報道された証拠は、矛盾していて整合性がなかった。有罪になれば、マレーロは30年以下の禁固になる。この事案は2019年末時点で係属中である。リマ・グループ（Lima Group）とEUを含む多くの国際機関が、マレーロの恣意的な逮捕を政治的動機によるものとして非難した。

裁判前の勾留：裁判前勾留は依然として、重大な問題であった。UVLによれば、刑務所収容者のおよそ70%は、裁判前の勾留者であった。NGOの刑事司法制度市民監視団（Citizen Observatory of the Penal Justice System）によれば、審理の遅延原因は、検察官及び刑事裁判官の不足だということである。

適時の審理を規定する憲法の保護条項にもかかわらず、伝えられるところによれば、裁判官は、勾留に至った出来事から数カ月後に初公判の日程を設定したということである。検察官、公選弁護人又は判事等の裁判所成員が出廷しない場合は、たいてい審理手続きは延期されるか中止された。複数の収監者がNGOに話したところによれば、交通機関がないこと及び刑務所制度の崩壊により出廷する機会は減り、これによって審理が遅延したということである。

被拘禁者が法廷で拘禁の合法性に異議を唱えられる可能性：被拘禁者は、その拘禁の理由に異議を申し立てることを許されるが、裁判手続きは遅延することが多く、審理が遅延されるため、裁判は何年にも及んだ。裁判所は頻繁に、被告人の推定無罪を無視した。当局は、被拘禁者が弁護人に接見する機会、又は異議申し立てを提出する際に訴訟記録を閲覧する機会を認めないことが多かった。保護観察又は自宅軟禁状態が無期限に続いている被拘禁者もいた。

e. 公正な公判の否定

司法の独立は憲法の定めるところであるが、旧マドゥロ政権の司法は独立性を欠いており、概ねどのレベルでも旧政権に有利な判決を下した。司法府全体の腐敗及び政治的影響を伝える信頼できる申し立てが複数あった。国際法律家委員会（International Commission of Jurists）の報告によれば、裁判官全体の85%もが仮任命の状态にあり、TSJの司法委員会の意思で異動させられる。伝えられるところによれば、法の下に常勤裁判官と同じ権利及び権限を有する仮裁判官及び臨時裁判官は、政治的影響力を受け、政権に有利な判決を下した。2019年1月に、ヤラクイ（Yaracuy）州の未成年裁判所のEdiluh Guede Ochoa 裁判官は、11人の若者を抗議活動への参加を理由として有罪にするように圧力を受けたと述べる不服申し立てを提出した。彼女が容疑を棄却しようとした際、巡回裁判所の所長は判決手続きを進めるように彼女に圧力をかけ、彼女はその後殺害の脅迫を受けた。当局はその後、彼女をその職から解いた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

州検察官の事案割り当ては、概ね、透明性及び安定性に欠けた。州検察官を犯罪捜査に割り当てるための基準は定められていなかった。このような欠陥は、加害者を起訴できる可能性が損なわれ、一般的犯罪に対する刑事免責率が 90%になるという結果をもたらした。人権侵害を申し立てた事案の刑事免責率はこれより高かった。

裁判手続

全ての個人は、法の規定により、口頭弁論を伴う公正な公開裁判を受ける権利を有する。被告人は、法により、有罪が証明されるまで無罪とみなされる。法律は、勾留者に罪状を速やかに伝えることを義務付けているが、複数の人権擁護団体によれば、この要件は頻繁に無視され、尊重される場合でも、疑わしい陳述が組み込まれた。被告は弁護士と協議する権利を有する。人権オンブズマン局によれば、公選弁護人はおよそ 1,300 人いたが、経済的に困窮した被告の無償弁護士の権利は、弁護人の不足を理由に尊重されないことがほとんどであった。被告は無償通訳をほとんど利用できなかった。一部の NGO は被告に無料の弁護士を紹介した。

被告は抗弁の準備に、30 日から 45 日間を要求することができる。被告は、反対尋問を行う権利及び被告側の証人を喚問する権利を与えられている。被告は、法により、証言又は罪の自白を強要されてはならない。被告及び原告は上訴の権利を有する。

裁判の遅延は日常的であった。欠席裁判は状況に応じて許可されることもあるが、この手続きの反対者は、かかる審理は憲法で禁じられていると主張している。法律では、被告側弁護人が欠席する場合は裁判所が指定する公選弁護人で審理を進めることができることも定められている。裁判官は、法により、公開裁判によって「審理の通常の経過が妨げられる」可能性がある場合には、非公開裁判を行う裁量を与えられている。

2019 年 7 月 4 日に、旧マドゥロ政権はマリア・ルルド・アフィウニ（Maria Lourdes Afiuni）判事が完全な無条件の釈放を受けると述べたが、2019 年末時点で彼女の釈放は行われていなかった。2009 年に当局は、法の定める最長期間より長く起訴前勾留されていた実業家を条件付きで釈放したアフィウニの決定について、汚職及び職権濫用の容疑で彼女を逮捕した。2011 年に解放されて自宅軟禁になった後、政権寄りの当局は彼女の移動と報道機関に話す能力を制限した。2019 年 3 月 26 日に、裁判所はアフィウニにさらに 5 年の禁固を言い渡し、これを裁判官及び弁護士の独立性に関する国連特別報告者は「彼女に対する報復行為」と呼んだ。

市裁判所は、「重大性が少ない」犯罪、すなわち最高刑が禁固 8 年未満である犯罪を扱うことが法律によって付託されている。市裁判所は、3 カ月以上 8 カ月以下の地域奉仕を含む刑罰を科すこともある。この社会内処遇（ダイバージョン）では、「重大性が少ない」一部の犯罪を市裁判所に対応させる以外に、「重大性の少ない」犯罪で告発された個人が、責任を認めること、「物質的又は象徴的な形態」で補償を提供することを約束すること、コミュニティ・サービス、又は裁判所が課す他の条件の代わりにその審理を条件付きで保留するよう裁判所に依頼することを認めている。

1999 年以降に人権侵害で告訴された軍の兵員の裁判は、法により、軍事法廷ではなく民間法廷で行わなければならない。さらに、「国軍又は関連機関への侮辱、無礼又は非難」については、軍事司法組織法（Organic Code of Military Justice）に基づき、個人が軍

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

事司法制度で裁かれる可能性がある。複数の NGO 及び IACHR は、抗議運動及び軍事裁判権に該当しないその他の行動について、民間人を軍事司法制度の下で審理する旧政権の慣行に懸念を示した。フォロ・ペナルによれば、2014 年以降、848 人の民間人が軍事法廷で裁判を受けた。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

旧マドゥロ政権は、司法を利用して、政権の政策又は措置に批判的な個人を威嚇し、訴追した。フォロ・ペナルの報告によれば、2019 年 11 月 11 日現在、政権に拘束されている政治犯は 399 人であり、2018 年末現在の 286 人から増加している。政権は、民間人の拘禁施設に収容されない理由を説明せずに、政治犯を日常的に SEBIN の施設又はラモ・ベルデ（Ramo Verde）軍事刑務所に収容した。

2019 年 2 月 23 日に GNB は、人道支援団体の入国を支持する抗議活動を理由に、スリア州の野党活動家のエルウィン・メンドーサ（Elwin Mendoza）を拘束した。複数の報道によれば、メンドーサの事件を扱う軍事裁判所は、彼の健康の悪化を理由とした彼の家族と弁護士による健康診断の要請を拒否した。2019 年 3 月 25 日に、メンドーサは結核及び肺炎に起因する呼吸不全によって死亡した。

2019 年 12 月 18 日現在、国民議会（AN）議員のフアン・レケセンス（Juan Requesens）は収監されたままであった。2 回延期された後、彼の審理は 2019 年 12 月 12 日に始まった。国外の観測筋は、透明性と適正な法的プロセスの欠如など、レケセンスの審理の非正常性を批判した。2018 年 8 月に、当局はマドゥロの暗殺未遂に関わったとの疑惑からレケセンスを逮捕していた。彼の逮捕のすぐ後に公表された映像には、不衛生な状況で見るからに弱ったレケセンスの姿が示されていた。

2 年間の自宅軟禁の後、収監中の野党党首のレオポルド・ロペス（Leopoldo Lopez）は 2019 年 4 月 30 日の大衆デモの際に脱出し、スペイン大使館に庇護を求め、そこに留まった。2019 年 5 月 2 日に、旧マドゥロ政権は、彼の逮捕令状を発行した。

国外にいる個人に対する政治的動機による報復

信頼できる報告によれば、旧マドゥロ政権は、国外にいる特定の個人に対する報復という政治的動機による目的で、国際的な法執行の仕組みを悪用しようとした。

民事上の訴訟手続及び救済方法

民間人が損害賠償を求める訴訟を提起できる個別の民事裁判所はあるが、個人又は組織が人権について民事救済措置を求める手続きはない。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は違法な干渉

自宅及び個人のプライバシーの侵害は憲法規定で禁止されているが、旧政権は概ね、この禁止条項を尊重しなかった。多くの場合に、特に野党勢力に関しては、政権寄りの当局は、裁判所の許可又はその他の適切な許可を取らずに家宅捜索を行ったり、適正手続をせずに財産を没収したり、個人の通信を傍受したりした。FAES 及びその他の治安部

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

隊は、無差別な家宅搜索を定期的の実施した。複数の報道の記述によれば、2019 年中に少なくとも 10 人の野党政治家の家宅を治安部隊が搜索した。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

報道の自由を含む表現の自由は法の定めるところであるが、誹謗及び情報媒体の内容を統制する複数の法律及び規則の組み合わせの他、法的嫌がらせ、個人及び報道機関に対する物理的脅迫、司法に対する行政の影響力により、この自由は著しく抑制されていた。IACHR、ヒューマンライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）、フリーダムハウス（Freedom House）、米州新聞協会（Inter American Press Association）、国境なき記者団（Reporters without Borders）、ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists）等の国内・国際団体は、報道の自由を制限して恐怖と自己検閲の環境を醸成しようとする 2019 年を通じた旧政権の活動を非難した。

表現の自由：法律は、大統領を侮辱する行為に対して保釈なしの 6 カ月以上 30 カ月以下の禁固刑を定め、下位の職員の侮辱に対しては軽い刑罰を定めている。2017 年に非正当な ANC は、20 年以下の禁固刑を規定する、政治的共存及び寛容に向けた憎悪犯罪禁止法（Constitutional Law against Hate, for Political Coexistence and Tolerance）を最終承認した。旧政権は、同法の目的は「平和と寛容を促進することだ」と述べたが、複数の NGO によれば、表記が曖昧なこの法律は、政党、活動家及び市民社会幹部の他、報道機関やジャーナリストを黙らせる目的で使用される可能性があるということである。他者を公の恥辱又は憎悪に晒す発言は、1 年以上 3 年以下の禁固刑及び罰金刑に処される。2019 年 4 月のエスパシオ・プブリコの報告によれば、政権をオンラインで批判したことで 2018 年に 24 人が逮捕された。

2019 年 6 月 1 日に、DGCIM の職員は、クラリネット奏者のカレン・パラシオス・ペレス（Karen Palacios Perez）を「憎悪を扇動した」ことで逮捕した。パラシオスは、マドゥロに反対する請願に署名したことで国立交響楽団の職を失った後に、政権を批判する発言をツイッターに投稿した。裁判官が即時釈放を命令した 1 カ月後の 2019 年 7 月 16 日に、パラシオスは刑務所から釈放された。

オンライン・メディアを含む報道の自由：治安を妨害する不正確な報道は、法の規定により、2 年以上 5 年以下の懲役刑に処される。メディアは「真実の」情報のみを広めるべきだとする要件には定義がなく、政治的動機に基づいて解釈される可能性がある。

宗教的、政治的、ジェンダーに関連する人種的又は外国人嫌いという理由による憎悪、又は不寛容を扇動又は助長する犯罪行為を扇動、奨励又は看過する、戦争プロパガンダ、国民の不安を煽る又は社会秩序を乱す、正統な政府当局を否定する、殺人を助長する又は確立された法秩序への不服従を扇動、又は助長するメッセージを広めることは、法により全ての放送メディアに禁止されている。刑罰は、罰金から認可の取り消しまで様々である。営業認可の更新拒否の脅迫を受けたことで、複数の報道機関は自己検閲を行うようになった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

かかる法律にもかかわらず、2019年を通じて、マドゥロ及び政権寄りの社会統一党（United Socialist Party : PSUV）は旧政権所有又は旧政権管理下の報道機関およそ 600 カ所を使って、野党勢力を侮辱し、威嚇した。ANC のディオスダド・カベジョ（Diosdado Cabello）議長は、同氏の毎週のテレビ番組を利用して、個々のジャーナリスト及び報道機関の非難を続けた。

法律は、電気通信を「公益事業」と宣言し、これゆえに、ラジオ、テレビ及び視聴覚制作部門の内容及び構成を規制する権限を政府に付与している。政府は、法の規定により、国家、社会秩序又は治安のために当該行為が必要であると判断する場合は、営業認可を一時停止又は取り消すことができる。政府は、法により、法規範の違反を理由に高額な罰金を科し、放送を中止する権限を与えられている。この法律の適用は、国家電気通信委員会（National Telecommunications Commission : CONATEL）が監督する。

旧マドゥロ政権は、知名度の高い独立系報道機関の *Tal Cual*, *El Nacional*, *El Nuevo Pais*, *La Patilla*, *El Pitazo* 及び *Globovision* に対し、相次いで訴訟を起こした。2019 年 6 月に、TSJ は *La Patilla* に「精神的損害と傷害」の代償として 300 億ボリバル（140 万ドル）を ANC のカベジョ議長に支払うことを命じた。これは、カベジョが麻薬密売に関して米国で捜査を受けていることを示したスペイン紙 *ABC* の記事を転載したことが理由であった。

エスパシオ・プブリコの報告によれば、2019 年 1 月から 4 月までに、表現の自由の侵害にあたる事案が 522 件起こり、これは 2018 年の同時期と比較して 314% の増加であり、同組織が 2002 年に事案の追跡を始めてから 2 番目に大きい数字である。最もよく見られる侵害は、ジャーナリストに対する攻撃及び検閲であった。旧マドゥロ政権が所有する通信社やその影響のある通信社は、政権を支持する番組をほぼ続けて放送した。2019 年を通じて、民間及び公共ラジオ局及びテレビ局は、必須の全国一斉放送（*cadena*）を放送することも義務付けられた。これには、旧政権の活動をまとめて報告する 1 日 15 分間のニュース放送などがあった。メディアの報告によれば、GNB は、立法府の議論と活動を報道するためにジャーナリストが AN に接触することを定期的に妨害した。複数の NGO の指摘によれば、国家政権が所有するインターネットサービスプロバイダの CANTV も、グアイド暫定大統領の演説の間や毎週の AN の会議中には、常態的に商用ストリーミングとウェブ検索を遮断した。

NGO の報道・社会研究所（Institute for Press and Society : IPYS）によれば、旧政権は 2019 年の最初の 3 カ月間に 39 人のジャーナリストを拘禁し、これは 2018 年全体の 22 人を上回っている。複数の報道によれば、2019 年 3 月 11 日に、SEBIN のエージェントがジャーナリストのルイス・カルロス・ディアス（Luis Carlos Diaz）を拘禁して機器を押収したが、これは、彼が同年 3 月上旬にこの国を襲った全国的停電について報道した後のことであった。自分の毎週のテレビ番組で、ANC のカベジョ議長はディアスが国家の電力システムの妨害工作の共謀に関与したとして非難した。「犯罪の扇動」で起訴された後にディアスは釈放されたが、彼は出国することも公的発言をすることも禁じられた。

ジャーナリストは、法律により、ジャーナリズムの学位を取得することと、全国ジャーナリスト・カレッジ（National College of Journalists）の会員であることを義務付けられ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ており、職業を違法に実践する場合は、3カ月以上6カ月以下の禁固刑に処される。上記の要件は、外国人及び論評寄稿者には適用されない。

暴力と嫌がらせ：国及び州レベルの旧マドゥロ政権上層部は、脅迫、財産没収、行政及び犯罪捜査及び訴追を利用して、民間及び野党系テレビ局、報道機関及びジャーナリストに相次いで嫌がらせ及び威嚇行為を行った。ジャーナリストの全国的組合は、2019年1月から6月までにジャーナリストへの244件の攻撃を報告した。マドゥロ元大統領と政権寄りの高官は、政権の管理下にある報道機関を使って、民間メディアの経営者、ディレクター及び記者を反政権的不安定化キャンペーンの扇動、及びクーデターの企てを行ったとして非難した。旧マドゥロ政権の当局者は、国内で活動する外国人ジャーナリストにも嫌がらせを行った。

検閲又は内容の規制：複数のNGOの指摘によれば、旧マドゥロ政権は、好ましくない報道機関に対しては、完全に閉鎖する方法よりも訴訟、経済的制裁及び行政措置を使うことを優先したと述べた。独立系メディアの職員は、政権の報復を恐れて、定期的に自己検閲を行っているとして述べた。この結果、多くのジャーナリストは、従来の報道媒体に記事を公表する代わりに、自身の個人ブログ及びウェブサイトの記事を投稿するようになった。

旧政権は、認可及び放送要件を通じて、内容も支配した。民間ラジオ局及びテレビ局の放送電波の更新申請では、CONATELは選別的に行動した。

Venezuelan Radio Chamber 元局長のネルソン・ベルフォート（Nelson Belfort）及び複数のNGOの報告によれば、CONATELが2007年からほぼ全てのラジオ局の認可を更新しなかったことにより、全国のラジオ局のおよそ80%は、「違法な」立場にあるということである。

国内ジャーナリストの組合（SNTP）によれば、2019年を通じて、旧マドゥロ政権の経済政策により国内の印刷メディアが廃業した。この政策は、独立系新聞社が外貨を得ることを困難にして、多くの独立系新聞社が日々の事業活動に必要な必需物資や機材を購入することを不可能にするものであった。全国紙や地方紙が物資（特に新聞印刷用紙）の不足から廃刊し、これには、全国紙の *El Nacional*、スリア州の *El Regional*、アラグア（Aragua）州の *El Araguano*、ボリバル州の *El Luchador*、スリア州の *Panorama* が含まれる。

旧マドゥロ政権は、国内の企業のかかなりの割合を支配しており、政権所有か政権寄りのメディアにのみ広告費を支払った。

文書／口頭誹毀法：政権寄りの当局者は、マドゥロ又は政権の政策の批判を公然と表明した個人に報復措置を講じた。マドゥロは、抗議運動関連の死亡事案の責任は大統領にあるとする野党幹部の申し立てに対して、法廷で誹毀法を行使して「自らの名誉を守る」との2017年の発表を行動に移さなかった。

国内治安：政府は、法により、認可の停止又は取り消しを、かかる行為が社会秩序又は治安のために必要と判断する時点で遂行することができる。旧マドゥロ政権は、2013年に設立された公共団体の国家治安・保護戦略センター（Strategic Center for Security and

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Protection of the Homeland : CESPPA) を介して、報道機関を支配した。この団体は、2010 年に設立された政府団体の国情調査センター (Center for National Situational Studies : CESNA) とほぼ似たものである。CESNA 及び CESPPA は類似した任務を担っており、いずれも政権が公表した情報及びその他の公開情報を「国の権益及び目標を保護する」目的で「編集、処理、分析、分類」する責任を負う。

2019 年を通じて、マドゥロ元大統領は、継続的な経済的非常事態を掲げて 2016 年に最初に発令した「例外状態」を 4 度更新し、憲法に定められている権利を制限する権限を自らに付与した。60 日間の緊急指令は、法律により 1 度だけ更新可能であり、AN の承認を得てのみ発効するものであり、「国家安全保障を損なう」可能性がある又は「国家経済を早急に再活性化するための経済対策の継続的实施を妨げる」可能性があるとして大統領がみなす行為を全て阻止することを大統領に認めるものである。AN は更新されるたびにその批准を組織的に拒否し続けたが、最高裁判所はどの拒絶も無効化した。その理由は、AN が「侮辱者」の地位にあるため更新の非承認は「違憲」であるというものであった。ヒューマンライツ・ウォッチによれば、「例外状態」は、結社及び表現の自由の権利に悪影響を与えたということである。

非政府組織の影響：国内に蔓延する暴力により、ジャーナリストに対する攻撃が一般的な犯罪活動によるものか、犯罪者又はその他がメディア関係者を標的にしたことによるものか判断が困難になった。

インターネットの自由

旧マドゥロ政権はインターネットアクセスを制限又は妨害し、オンラインコンテンツを検閲した。旧政権は国営組織 CONATEL を通じて、インターネットを広範囲に統制した。表現の自由及び社会的正義に主眼を置く NGO フリー・アクセスの報告によれば、CONATEL は私的通信の監視や、ネット上で反政府的意見を表明したインターネットユーザーの抑圧を支援した。複数の報道によれば、ソーシャルネットワークの利用者は、CONATEL がオンライン活動を監視したことや、身元が分かる情報を SEBIN 等の政権諜報機関に流したことを非難した。フリー・アクセスによれば、CONATEL はインターネットプロトコルアドレスを含む情報を SEBIN に提供したということである。この情報は旧マドゥロ政権当局がユーザーの身元を突き止めるのに役立った。

サービスプロバイダは法律により、禁止された電子メッセージをフィルタリングしなければならない。CONATEL は、法により、サービスプロバイダに、この規範に違反するウェブサイトへのアクセスを遮断するよう命令することができる。サービスプロバイダは、禁止されたメッセージを配布した場合は、法律により制裁措置として罰金を科される。IPYS の報告によれば、2019 年の最初の 6 カ月間に、民間及び政権支配下のインターネットプロバイダーは CONATEL の命令に従って、48 のウェブページへのアクセスを遮断した。この期間に検閲を受けたドメインの 70% はソーシャルメディアプラットフォームと報道機関に属するものであり、これには、NTN24, VIVOplay, El Pitazo, VPItv, El Nacional, Aporrea, Noticia al dia が含まれていた。

CONATEL のホルヘ・エリザー・マルケス・モンサルベ (Jorge Elieser Marquez Monsalve) 代表は、CONATEL の役割は法を執行し、違法な情報又は子ども及び青少年にとって不適切な情報の拡散を阻止することだとする前任者の主張を繰り返した。しか

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

し、旧マドゥロ政権は、旧政権の公式レートと異なる対ボリバルドル及びユーロレートを掲載したインターネットサイトの遮断を継続した。旧政権所有のインターネットサービスプロバイダである CANTV が、遮断を進めた。IPYS によれば、政権は、国民が関心を持つイベントが行われている間にわたってウェブサイトを増断した。国境なき記者団によれば、2019 年 1 月 21 日にスリア州で軍部隊による蜂起未遂があり、ソーシャルネットワークやオンライン報道機関が広く取り上げたが、そのすぐ後に地域的にいくつものインターネットの断絶があり、特にユーチューブとグーグル検索の利用者が影響を受け、ツイッターとインスタグラムへのアクセスも制限された。ネットブロックス (NetBlocks) によれば、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ、ペリスコープのサービスは全て一時的に遮断された。

独立した監視組織がない政権寄りの諜報機関は、政治目的の偵察を実施した。裁判所は匿名の協力的愛国者 (*patriotas cooperantes*) から得た証拠を信頼して、旧政権の反対派と見られる人物に嫌がらせを行い、旧マドゥロ政権寄りの高官は、協力的愛国者が収集した個人情報を利用して、政権の批判者及び人権擁護団体職員を威嚇した。利用者は、ウェブページで公表されている情報をツイートするなどの行為によって逮捕され、刑事告発された。

2019 年 2 月に、政権寄りのツイッターアカウントが反対派同調者の個人情報のデータベースを公表したが、これは旧政権と関連があるフィッシング作戦の結果であった。

学問の自由及び文化的行事

旧マドゥロ政権が文化行事を制限したことについて裏付けのある報告はなかったが、旧政権は学問の自由に制限を課した。学問の自由の主眼を置く国内人権擁護 NGO の Aula Abierta (開かれた教室) の報告によれば、旧政権は野党指向の自治大学に報復措置を講じ、十分な資金を提供せず、インフレに合わせた予算割配分調整を行わなかった。複数の報道によれば、大学は大きな赤字を抱え、運営費用を賄うために予算化した資金の 10% 未満しか受け取っていなかった。2017 年に、政府の大学教育規制機関の全国大学審議会 (National University Council) は、大学の自治を義務付ける法律を無視して、ANC にその役割を譲った。

旧マドゥロ政権は、入試プロセスを含めて、国内の大学に対する支配力を継続的に強めている。

2019 年 8 月に、TSJ は国立ベネズエラ中央大学 (Central University of Venezuela) に 6 カ月間のうちに大学選挙を実施することを命令した。この決定は、他の 8 つの公立・民間大学にも適用され、選挙対象となる候補者は 5 つの選挙セクター (教員、学生、大学院生、管理職員、労働者) のうち少なくとも 3 つで勝利を収めて絶対多数の票を得なければならないと定めている。学生と大学幹部は、この決定が憲法に反した大学の自治に対する攻撃であると呼び、大学の中心部に政権寄りの同調者を埋め込むことにつながると語った。

旧政権は、2018 年に発表された祖国カード (*carnet de la patria*) 所持者への教育奨励金という慣行を継続した。これは、主に政権支持者に与えられる政権発行の社会福祉カードである (第 3 節「政党及び政治参加」を参照)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

b. 平和的集会及び結社の自由

平和的集会の自由

この権利は憲法の定めるところであるが、旧マドゥロ政権は概ねこの権利を抑制又は停止した。集会の権利は法律で規制されている。人権擁護団体は、平和的抗議デモへの参加を理由に旧政権がデモ参加者を重罪で告発できるものとして、この法律の批判を継続した。法律に記載される言い回しは曖昧で、旧政権はこれによっても、自らに批判的な組織を有罪とすることができた。抗議運動及び行進には旧政権の事前の許可が不可欠であり、指定された「警戒地域」内では禁止される。2019年を通じて、市民は、水道、ガソリン、電気等の基本財及びサービスを要求する散発的で往々にして自発的な小規模な抗議運動を実施した。野党勢力と市民社会団体は、フアン・グアイド暫定大統領を支持して暫定政府と新たな大統領選挙を要求する行進を主催した。ベネズエラ社会紛争監視団は、2019年前半6カ月間に10,477回の抗議活動を記録しており、これは2018年同期間の2倍を超えている。OHCHRによれば、2019年1月から5月の間に、抗議活動中に合計66人が死亡し、このような事件の一部では、FAES, GNB, PNB, 及び武装したコレクティブによる過剰な武力行使があったと言われている。フォロ・ペナルによれば、治安部隊は2019年1月から5月の間の抗議活動中に1,300人以上を拘禁した。

2019年7月2日のタチラ（Tachira）州での抗議活動の間に、16歳のルフォ・チャコン（Rufo Chacon）は、警察が彼の顔面を52個のゴムペレットで銃撃した後失明した。複数の報道によれば、治安部隊が警告なく抗議活動を抑圧する行動に出た時に、群衆の中にゴム弾を発砲したことが警察の捜査で判明している。旧マドゥロ政権の検事総長のタレク・ウィリアム・サーブ（Tarek William Saab）は、この事件での残酷な扱いに関して2人の警察官を当局が起訴したと発表した。

結社の自由

結社の自由及び政治的差別からの自由は憲法の定めるところであるが、旧マドゥロ政権は、この権利を尊重しなかった。専門職業団体及び学術団体は、概ね干渉を受けずに活動したが、団体の多くは、TSJ及び全国選挙管理委員会（National Electoral Council : CNE）（全ての選挙の招集と投票日及び手続の設定を担当する）から、団体内部の選挙の計画に何度も干渉されたと不満を述べた。

2016年の大統領令は、NGOへの外国からの資金提供が「政治目的又は不安定化のため」に用いられると「推察される」場合は、その資金を止めることを外務省に命令した。

c. 信教の自由

米国国務省による「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」（<https://www.state.gov/international-religious-freedom-reports/>）を参照のこと。

d. 移動の自由

国内移動、海外渡航、海外移住及び帰還の自由は憲法の定めるところであるが、旧マドゥロ政権は、これらの権利を尊重しなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2019年2月22日に旧政権は、国際支援団体の入国を防ぐためにアルバ、ブラジル、コロンビアとの国境を閉鎖した。報道によれば、アルバとブラジルとの国境は2019年5月10日に開かれ、コロンビアとの国境は1カ月後に部分的に開かれた。

2019年7月に、旧マドゥロ政権は、コロンビアと国境を接するタチラ州への出入国特別警察部隊の配備を発表した。一部のNGOは、旧政権がこの部隊を利用して、特定個人の海外渡航を制限する意向ではないかと懸念を示したが、旧政権は、この部隊は基本的に、税関及び国境巡回部隊になると断言した。旧政権は、この出入国警察は出国地点での国民の安全を守るものだと言明した。また、国境状況を監視し、旧政権が国内の移住危機に関する風説だと呼ぶものを払拭する目的で、国内72カ所に検問所を設置した。

コロンビアと国境を接する州では、治安部隊は頻繁に過剰な武力を行使して住民を取り締まり、2019年2月後半にはタチラ州の市民に対してコレクティブが特に暴力を働いた。

公式統計データは提供されなかったが、ある女性シェルターの報告によれば、難民女性に対する性差別に基づく暴力及び人身売買の問題が繰り返し発生した。複数のNGOの報告によれば、武装集団が支配する非公式の国境通過点を通過するベネズエラ人は、性差別に基づく暴力を含む大きな人身リスクに直面していた。非公式の国境通過点で、個人は頻繁に一種の税金を支払うことを強制されるか、その地点の支配者に対して債務を負わされ、搾取、嫌がらせ、性的暴力の他、麻薬密売やその他の武装集団への勧誘のリスクに晒されていた。

米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」
(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>) を参照のこと。

国内移動：旧政権は、特定の複数の野党幹部の移動を制限した。制限を受けた幹部は旧政権が支配する航空会社で渡航できなくなり、一部の国内線への搭乗を拒否された。

海外渡航：2019年を通じて、パスポートの取得は次第に困難になった。申請者は一晩中並んで順番を待ち、何年も遅れた末にパスポートが受け取れないことが多かった。伝えられるところによれば、パスポートを取得するのに数千米ドルを支払った申請者もいるということである。旧政権は頻繁に、出入国手続き地で出国しようとするジャーナリスト、野党党員及びAN議員から何の説明もなくパスポートを没収した。

亡命：2018年とは対照的に、市民が帰還の権利を拒否された事案は発生しなかった。

e. 国内避難民

該当なし。

f. 難民の保護

移民、難民及び無国籍者の虐待：難民の地位決定プロセスは、カラカスにある国家難民審議会 (National Refugee Commission : CONARE) の本部に一任されており、庇護希望者は、たいてい、最終決定を得るまでに何年も待たされた。庇護希望者はこの期間を通

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

じて、国内に滞在して逮捕及び追放を免れるために、3カ月ごとに書類を更新しなければならなかった。同委員会まで移動する間、幼い子ども連れの女性、高齢者及び障害者等の弱者集団は特に、検問所及びその他の場所で当局による逮捕及び追放、恐喝、搾取及び性的虐待等を受ける個人的リスクが高かった。

旧政権は、難民、庇護希望者及びその他の憂慮される人々への保護及び支援の提供に関して、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）ともその他の人道組織とも協力しなかった。

庇護へのアクセス：庇護又は難民の地位の付与は法の定めるところであり、政府は難民に保護を与えるための制度を持っている。UNHCRによれば、庇護希望者の大多数は、コロンビア人であった。かかる個人の多くは、依然として保護を受けていなかった。コロンビア人の大半は、手続きの非効率性により、難民の地位決定の手続きを受けられなかった。UNHCRの報告によれば、国際保護を必要とする個人で難民として法的に認定された者はごく少数であった。

基本的サービスの利用機会：正式な在留許可証がないコロンビア人庇護希望者は、労働市場、教育及び保健制度の利用機会を制限された。在留許可証の不所持は、十分な保護及び長期的受け入れを獲得する上での重大な障害になった。旧政権の当局はコロンビア人の子どもの通学を許可したが、在留許可証がない場合は、卒業証書又は修了証明書を交付しないこともあり、これによって、コロンビア人の子どもの中退率が高くなった。2019年6月にCONAREは、国内にいる難民のために新しい国境移動統制カードを作ったと発表した。これは、祖国カードと類似したものである。

g. 無国籍者

該当なし。

第3節 政治プロセスに参加する自由

1811年の独立以来26回目となる改正で制定された1999年憲法は、国民は自由且つ公正な選挙を通じて政府を交代させることができると定めているが、2018年の大統領選挙及び市の選挙では、政権の介入、選挙違反及び投票者及び候補者の操作により、この権利の行使は制限された。

選挙及び政治参加

最近の選挙：2018年5月にCNEが監督した大統領選挙は深刻な欠陥があり、野党勢力と国外の観測筋から不正で憲法に照らして無効であるとして非難された。2018年12月にCNEが監督した各市の選挙は深刻な欠陥があり、有権者の無関心により投票率はかなり低率だった。

ニコラス・マドゥロの不正な第2期目の大統領任期は2019年1月10日に始まり、これを野党は「権力の篡奪」と呼んだ。同年1月23日に、国民議会（AN）議長のアングアウドが、大統領が空席となった場合にAN議長が暫定大統領の役割に就くことを求める憲法第233条を発動した。野党は2019年を通じてグアウドを支持し、2019年9月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

には、2020年に彼がANの長に留まり、旧政権による権力の篡奪が終わるまで暫定大統領に留まることを承認した。

政党及び政治参加：野党とPSUVの反対派は、厳しさを増した制限的環境で活動し、威嚇、疑わしい罪状による訴追又は行政罰の脅迫、及び主流メディアへのアクセスの強い制限を受けた。

旧マドゥロ政権は、日常的にAN及びその他の野党政治家を暴力や暴力の脅迫、恣意的な逮捕、政治的動機に基づく起訴、プライバシーの侵害、移動の制限のターゲットとした。2019年10月17日に、野党市議員エドムンド・ラダ（Edmundo Rada）の遺体が、首を銃撃されて部分的に焼かれた状態で発見され、これは2019年9月24日に焼き尽くされた自動車の中で顔面を銃撃されていたことをCICPCが確認した野党の元コヘデス州知事ジョニー・ヤネス・ランヘル（Jhonny Yanez Rangel）の類似した殺害を想起させる。2019年を通じて、GNB部隊は、定期的に設定されている会期の間、連邦国会議事堂にAN議員が立ち入ることを拒否したり制限したりした。2019年9月時点で、政権が支配するTSJは24人の議員から国会議員免責を剥奪し、その多くは恣意的逮捕を避けるために潜伏あるいは逃亡することになった。

2019年5月8日に、SEBINのエージェントがAN第一副議長エドガル・サンブラノ（Edgar Zambrano）議員の自動車を彼と共にSEBIN本部内に牽引し、彼を拘禁した。その拘禁中に、サンブラノは10日間のハンガーストライキを行い、人道的環境、面会の権利、拘禁されている4人のスタッフの解放を求めて抗議した。数カ月にもわたる司法手続きの遅延を経て、旧政権は2019年9月18日にサンブラノを釈放したが、彼のサポート・スタッフは収監されたままだった。サンブラノは、具体性を欠く「予防的措置」の適用を受けたままであり、これには、30日ごとに裁判所に出廷する義務と国外に出ない義務が含まれている。

2019年を通じて、旧マドゥロ政権は、旧政権が資金提供している社会事業を利用するための要件となる多目的身分証明書として2017年に導入した祖国カードプログラムを拡大した。伝えられるところによれば、カード所持者は金銭的ボーナスを受け取り、教育の奨学金、食糧・ガソリン無料支給及びその他の政府支援を独占的に受けることができた。旧マドゥロ政権によれば、2019年9月現在、推定2,850万人の住民のうち1,850万人以上がカードに登録しているということである。カードの取得資格を得るためには、申請者は政治的所属の証拠を提示し、現在受けている社会事業給付について、複数の質問に回答しなければならない。マドゥロ反対派の主張によれば、このカードは社会統制に相当し、政治的忠誠の見返りとして乏しい支援消費財を得る権利を利用した手段である。

女性及び少数派の参加：女性又は少数派の構成員の参加を制限する法律はなく、女性又は少数派の構成員は政治プロセスに参加した。旧政権には上級職の女性政治家及び閣僚がいたが、野党は女性及び少数派の上級代表があまりいなかった。

第4節 政府内の腐敗と透明性欠如

政府職員の汚職に対する刑罰は法の定めるところであるが、旧マドゥロ政権はこの法律を事実上実施しなかった。一部の政府職員は、汚職を重大な問題だと明確に認めてい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た。旧政権は、嫌がらせ、威嚇又は収監の対象にする目的で、野党党員を頻繁に、汚職罪で捜査、訴追及び拘禁した。トランススペアレンシー・インターナショナル

(Transparency International) によれば、ベネズエラ国内で汚職が蔓延する主な理由は、刑事免責、弱体化した機関、及び公共サービスの管理における透明性の欠如だということである。

汚職：旧マドゥロ政権の検事総長のタレク・ウィリアム・サーブによれば、2018年以降に汚職関連の罪で915人が有罪判決を受けたということである。しかし政権は、容疑事案及び誰が有罪になったかについての情報を提供しなかった。

隊員の給与が全般的に低く、最低限の訓練しか施されない全ての治安部隊と国軍において、汚職は重大な問題であった。2019年を通じて、警察及び軍職員が関与した事案件数に関する情報は公表されなかったが、検察省(Public Ministry)は、賄賂の請求及びその他の汚職行為により警察官が訴えられた事案件数を個々に公表した。

資産公開：公務員及び民間企業の全役員及び取締役は、法により、宣誓付き資産公開報告書を提出しなければならない。検察省及び管轄の刑事裁判所は、法により、捜査中に状況証拠が発生する時点で、他の個人にもかかる報告書を要求することが許される。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

独立した一連の国内及び国際人権擁護団体は、概ね旧マドゥロ政権からの制限を受けながら活動した。国内の主要人権擁護 NGO は人権侵害事案に関する調査を行い、その調査結果を公表した。旧政権の職員は、人権擁護 NGO の要請にほとんど協力又は対応しなかった。国内 NGO の報告によれば、旧政権が2017年の憎悪犯罪法(Law against Hate)を利用して NGO の活動の幅広い抑圧、参加者及び主催者の収監、家族の脅迫を正当化するとの恐れがある。一部の国内 NGO の報告によれば、幹部、職員及び組織は家宅捜索及び拘禁だけでなく、脅迫及び嫌がらせも受けたが、2019年を通じて、報告書を多数公表することができたということである。一部の人権擁護活動家は、旧政権の当局から海外渡航を禁止されたと報告し、これを無視して渡航した場合は帰国できなくなるのではないかと思うと述べた。NGO は、人権侵害の疑惑及び主な人権侵害事案について国民及び国際コミュニティに情報を伝える上で重要な役割を果たした。

NGO は、旧マドゥロ政権が NGO の活動に対して危険な雰囲気を作成したと指摘した。PSUV の初代副議長で ANC 議長のディオスダド・カベジョは、自身の週間トーク番組を利用して、エスパシオ・ブブリコ、PROVEA 及びフォロ・ペナルの NGO 職員を威嚇した。OVP、PROVEA、フォロ・ペナル、市民による自主管理(Citizen Control)等の複数の組織の報告によれば、職員は、ネット上の脅迫及び直接の脅迫の両方を受けたということである。人権擁護団体は、インターネットハッキング攻撃や電子メールのプライバシー侵害の試みを何度も受けたと主張した。

国内の NGO は法律により、資金に「政治的意図」(「国民の政治的権利の全面的行使を促進、周知、伝達又は擁護する」又は「政治的権利を擁護する」意図と定義される)がある場合は、外国から資金を受領してはならない。旧マドゥロ政権は、違法に外国の資金を受領した疑いで犯罪捜査を行うと NGO を脅迫した。人権擁護団体は国営テレビ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

及びその他のメディア上で、様々な旧政権関係者から、法律を犯して外国の資金提供者から資金を受け取ったと糾弾された。また、複数の NGO の報告によれば、旧政権は NGO に法的登録を認めず、NGO が外国の資金を受領することを妨げた。

法律により、違反する場合は、罰金刑、5 年以上 8 年以下の立候補資格剥奪又はその両方に処される。法律では、政治組織を、国民の参加の促進、公職の統制、又は公職の候補者の応援に関与する組織と定義している。この法律は正式に適用又は執行されたことはないが、人権擁護 NGO の間に恐怖の風潮を醸成し、国際支援の要請を躊躇する姿勢を生んだ。

資金調達に関する制限に加え、国内 NGO は、その任務を遂行する能力に対する規制上の制約にも遭遇した。法律には、訴訟で人権侵害被害者を代表する人権擁護 NGO の権利を撤廃する規定が組み込まれている。法の規定により、裁判所に不服申し立てを提出することや、公務員又は治安部隊の職員による人権侵害を申し立てた被害者を代表することを許されるのは公選弁護人及び民間人に限定される。

国際連合又はその他の国際機関：旧マドゥロ政権は、国際人権擁護団体に対して概ね敵意を抱いており、IACHR の視察訪問の許可を相次いで拒否した。この機関がベネズエラを最後に訪問したのは 2002 年である。OHCHR は人権状況を調査するために 2019 年 6 月に訪問を行い、この訪問を主宰した高等弁務官ミシェル・バチエレ (Michelle Bachelet) は野党と旧政権の両方の構成員と面会した。2019 年 9 月に、政権と OHCHR は 1 年間にわたって 2 人の国連人権職員を駐在させることを定めた覚書に調印した。同年 9 月 27 日に、国連人権理事会は、「2014 年以降にベネズエラで行われた超法規的処刑、強制失踪、恣意的な逮捕、拷問、その他の残虐、非人道的又は品位を傷つける扱い」を調査するための 1 年間の事実調査任務を直ちに設定する決議を採択した。複数の報道によれば、ジュネーブにいる政権寄りの国連特使はこの議決を拒否し、旧政権に協力の意思がないことを述べた。

政府の人権団体：2019 年を通じて、旧政権は 2016 年から 2019 年の人権擁護計画にほとんど着目せず、計画の延長や更新に関する発表は行われなかった。

TSJ は、AN を引き続き「侮辱罪にあたる」状態にした。これによって、議会の人権を扱う小委員会の権限及び活動の有効性は縮小した。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：配偶者による強姦を含め、男性又は女性の強姦は法律で非合法化されており、8 年以上 14 年以下の懲役刑に処される。男性は、強姦した相手と（判決を言い渡される前に）結婚する方法で合法的に刑罰を免れることができる。当局は法律により、強姦を含む各犯罪で有罪判決を受けた個人のために、通勤刑を含む別の形態の処罰を検討することができる。ただし、当該個人が刑期の 4 分の 3 を満了したことを条件とする。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

家庭又はコミュニティ内及び職場での身体的、性的及び精神的暴力は、法律で非合法化されている。ドメスティック・バイオレンスの加害者は、法律により、6カ月以上27カ月以下の禁固刑に処される。法律では、警察はドメスティック・バイオレンスを司法当局に報告することを義務付けており、病院職員は家庭内で虐待を受けた被害者である患者を入院させる時点で当局に通知しなければならないと義務付けている。警察は、概ね、ドメスティック・バイオレンスの防止に介入することを嫌がり、かかる事案の処理に向けた適切な訓練を受けていなかった。地方警察本部及び地方審判所は、法律により、ジェンダーに基づく暴力を専門とする婦人局を設置しなければならないが、3分の2の州は専門裁判所を設置していた。検察省の女性擁護局（Women's Defense Department）は、女性の殺害、ジェンダーに関連する女性への暴力及びその他の女性に対する犯罪事案を専門に扱う弁護士、精神科医及びその他の専門家で構成されるチームを設けていた。

多数の女性擁護団体によれば、ドメスティック・バイオレンスの防止及び対応に利用可能な人材及び支援に対する女性国民の意識は極めて低いということである。旧政権は、ドメスティック・バイオレンス及びその他の暴力の被害者に避難所及びサービスを若干提供したが、家庭内での虐待に対する支援サービスの大半はNGOが提供した。

セクシャルハラスメント：セクシャルハラスメントは違法であり、罰金及び1年以上3年以下の禁固刑に処される。職場でのセクシャルハラスメントは日常的に発生したとされるが、通報されることはめったになかった。

人口抑制における強制：強制中絶又は不本意な不妊手術の報告はなかった。

差別：女性は、憲法の下に、男性と同じ法的地位及び権利を享受する。婚姻においては女性も男性も法の下に平等であり、労働の権利の行使におけるジェンダー平等は、法律で規定されている。雇用主は、法により、給与又は労働条件について女性を差別してはならない。労働省（Ministry of Labor）及び労働者総連合（Confederation of Workers）によれば、正規部門では女性労働者の権利を保護する規則が施行されたということであるが、世界経済フォーラム（World Economic Forum）によれば、女性の給与は同程度の仕事に従事する男性に比べて平均36%低かった。

女性は法の規定により、男性と平等の財産の権利を有する。

子ども

出生届：市民権は、ベネズエラ領土内での出生により取得される。UNICEFによれば、政府が提供した2011年の統計データに基づく、5歳未満の子どもの出生登録率は81%であった。

児童虐待：UNICEFと子どもや女性を扱う複数のNGOによれば、近親相姦を含む児童虐待は発生したが、ほとんど報告されなかった。旧政権は、一部ではあるが、児童虐待の加害者を拘禁及び訴追するために尽力した。司法制度は、子どもを虐待家族から引き離すように働きかけたが、報道によれば、かかる子どものための公共施設は不足していた。複数のNGOによれば、子どもはたいがい、適切な再統合措置又は事後措置なしに自宅に返された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

早期結婚及び強制結婚：結婚の最低年齢は、男女とも 18 歳であるが、親の同意がある場合の最低年齢は 16 歳である。

児童の性的搾取：13 歳未満の未成年者、「特に立場の弱い」個人、又は加害者が血縁者又は後見人である場合の 16 歳未満の未成年者との性交は、法律により、15 年以上 20 年以下の禁固刑の強制的判決で罰せられる。未成年者の強制売春及び買収は法律で禁じられている。女性と少女の強制労働及び何らかの形態の性的人身売買の場合、刑罰は 15 年以上 20 年以下の禁固刑である。法律は、子どもの性的人身売買の構成要件として強制、詐欺性又は強要性の立証を求めている。児童ポルノの制作及び販売は法律で禁止されており、16 年以上 20 年以下の禁固刑が規定されている。

難民児童：子どもの権利擁護団体とメディアの報告によれば、捨てられて街頭で暮らす子どもの数は増加している。子どもの権利 NGO の Cecodap の推定によれば、親がベネズエラの経済危機から逃げ出したことで 800,000 人もの未成年者が家族のところに置き去りにされ、その多くもベネズエラ経済の低迷に苦しめられた。逃げた親は合法的に親権を第三者に移すことができないため、このような子どもは不透明な立場に置かれている。

国営施設は既に定員に達していて、困窮する子どもの新たな出現を支援することができなかった。民間施設は、旧政権が収容児童のために食糧の補助金交付を行わなかったと非難した。NGO によれば、幼い女兒の数が大幅に増加し、ストリートチルドレンの半数近くを占めるようになった。この顕著な変化は、これまで主に男児を管理してきた避難所に、特別な課題を与えることになった。施設はどこも定員に達しており、数百人もの子どもが、夜間外出禁止違反等の違反行為で告発され、不足状態の少年拘禁施設に監禁された。

国際的な子の奪取：ベネズエラは 1980 年の国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約の締結国である。米国国務省の「国際的な親による子の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Parental Child Abduction)」

(<https://www.travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html>) を参照のこと。

反ユダヤ主義

反ユダヤ主義を含め、宗教的所属、信念又は慣行に基づく社会的虐待又は差別が複数報告された。

ベネズエラユダヤ人協会連盟 (Confederation of Israelite Associations in Venezuela) の推計では、ベネズエラ国内のユダヤ人はおよそ、9,000 人であった。ユダヤ人コミュニティの代表は、政権寄りの高官による反ユダヤ的発言、及び政権寄り報道機関の反ユダヤ的要素に懸念を示した。代表の話によれば、政権寄りメディアや政権と結びついたメディア及び旧政権の支持者がシオニスト陰謀論を宣伝し、ホロコーストを否定あるいは矮小化した。ユダヤ人コミュニティの代表によれば、2019 年を通じて、反ユダヤ的事件が他にも多数発生した。

人身売買

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」
(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>) を参照のこと。

障害者

身体障害者及び精神障害者に対する差別は法律で禁じられているが、政権はこの法律の施行、この法律を国民に広く知らせること又は障害者に対する社会的偏見の根絶に向けて意味のある努力を払わなかった。新設又は改修された公園及び建築物は全て、法律により、バリアフリー設備を設置しなければならないが、障害者が公共交通機関を利用できる機会は最低限で、車椅子用スロープはほぼなかった。障害者の多くは、公共交通機関の乗務員は乗車を嫌がって、タクシーを探すよう強要することが多く、タクシーはたいてい手が届かない金額で、しかも障害を持つ乗客の支援設備を装備していないことが多いと不安を述べた。障害児の親も、サービスを受けるために長い列に並んで待たなければならない、法律で認められている順番待ちの優先は提供されなかったと不平を述べた。障害者はインターネット資源及び情報アクセスを概ね利用できたが、視聴覚障害者のための字幕又は副音声付オンラインビデオは限られていた。聴覚障害者の主要擁護団体は、これとは別に、公共裁判所、保健医療施設及び司法サービスに政権が資金提供する手話通訳者がいないことと、その他の公的な配慮がないために公共サービスの利用が困難であることを嘆いた。

参加・社会発展省 (Ministry for Participation and Social Development) 関係の独立機関である全国障害者委員会 (National Commission for Persons with Disabilities) は、障害者の権利を擁護し、医療、法律、雇用及び文化プログラムを提供した。同委員会によれば、政権の保健プログラムに登録された障害者で、完全雇用されていた人は 20%未満であった。

国籍／人種／民族少数派

人種に基づく差別は憲法で禁止されている。あらゆる形態の人種差別は法の禁じるところであり、人種差別行為は、法の規定により、禁固 3 年以下に処される。商業施設及び娯楽施設の外には、法律で義務付けられた人種差別行為の禁止を伝える掲示が出されていた。掲示以外には、政権は差別を禁じる法律の執行や差別事案の訴追に向けた行動をほとんど講じなかった。

先住民

民族的出自に基づく差別は法律で禁止されている。憲法では、「先住民コミュニティを保護し、ベネズエラの生活に先住民を段階的に組み込む」ために、AN に先住民議員の議席を三席確保することを定めているが、一部の先住民コミュニティは、2015 年のアマソナス (Amazonas) 州の先住民代表の選出を TSJ が無効化して以来、国の立法府に代表者を有していない。

複数の NGO 及び新聞各紙によれば、地方自治体は、先住民の土地、文化、伝統又は天然資源の分配に影響を与える決定を下す際に、先住民の利益をほとんど考慮しなかった。先住民集団は、境界設定プロセスの迅速な実施を相次いで要求した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

先住民集団及び NGO は、ボリバル（Bolivar）州とアマソナス州の間に広がる拡大中の「鉱物弧状帯」地域における採掘について懸念を示した。先住民コミュニティの報告によれば、旧マドゥロ政権はこの地域の先住民と協議を行わずに採掘地帯を開発及び拡大し、環境の劣化、水汚染、マラリアが拡大した。この地域では、コロンビア人ゲリラと元反乱勢力を含む複数の武装集団が幅を利かせており、先住民コミュニティにおける武力抗争の激しさ及び情勢不安は高まりつつある。この鉱山地帯では、前例のない病気、薬物、売春、強制労働、及びその他の違法な活動も発生し、先住民コミュニティを危険に晒している。

先住民集団は、2019 年中に治安部隊との暴力的衝突があったと申し立てた。2019 年 2 月 22 日から 23 日にボリバル州で、ブラジルとの国境で国際支援物資を届けようとした時にペモン（Pemon）族コミュニティの構成員と兵士との衝突があり、7 人が死亡した。OHCHR は、GNB 兵士による過剰な武力行使、近距離での無差別銃撃、病院への攻撃の他、63 人の拘禁と虐待を記録した。先住民のリーダーの報告によれば、この事件の結果としてコミュニティの 1,300 人以上のメンバーが避難した。

2019 年 12 月に、OHCHR は、違法な天然資源の搾取に関わる非正規武装集団の存在など、ボリバル州で高水準の暴力が続いていることに懸念を提起した。OHCHR は、2019 年 11 月 22 日から 23 日の Ikaburu 先住民コミュニティでの 8 人の虐殺の事例を示し、コミュニティの一部のメンバーが更なる暴力を恐れて逃げ出したと指摘した。

先住民集団は、採掘者及び牛の牧場主との間で土地の権利をめぐる武力抗争が発生したと繰り返し報告した。複数の報告によれば、旧政権の採掘権の一部に含まれる地域に居住する先住民は、嫌がらせ、攻撃及び強制退去の対象となった。

コロンビアとの国境紛争は、国境地域で暮らす先住民集団に影響を及ぼした。2019 年 2 月の国境封鎖によるものを含め、先住民集団の移動が制限された事案は多数報告された。

性的指向や性同一性を理由とする暴力行為、差別、その他の虐待

憲法は、法の下での全ての個人の平等を定めており、「性別又は社会的状況」に基づく差別を禁止しているが、性的指向又は性同一性に基づく差別を明示的に禁止していない。TSJ の判決によれば、いかなる個人も性的指向を理由とする差別を受けてはならないということだが、この判決はめったに施行されなかった。

信頼できる NGO の報告によれば、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）に対する偏見を動機とする暴力事件が複数発生した。報告された事件は、トランスジェンダーに対するものが最も多かった。主要擁護団体によれば、法執行当局は、犯罪が偏見を動機とするか否かを決定するための適切な調査を行わないことが多かった。

地方警察及び民間警備会社は、伝えられるところによれば、LGBTI に属す個人をショッピングモール、公園及び娯楽区域に立ち入らせなかった。複数の NGO の報告によれば、旧マドゥロ政権は組織ぐるみで、トランスジェンダー及びインターセックスの法的認定を拒否し、教育、雇用、住居及び保健医療のアクセスに不可欠な身分証明書を取得

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

させないようにした。この弱い立場は、トランスジェンダー及びインターセックスが人身売買又は売春の被害者になる結果をもたらした。

HIV 及びエイズに対する社会的偏見

HIV／エイズの罹患者及びその家族の平等な権利は法の定めるところであるが、主要擁護団体は、かかる個人に対する差別を申し立てた。国内 NGO のソリダリティ・アクションは、HIV であることを理由とした雇用の拒否と強制的な解雇の事案を 2019 年中に 5 件報告した。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

官民部門の（国軍の兵員を除く）労働者は全て、法の規定により、組合を結成する権利及び自分が選んだ組合に加入する権利を有し、団体交渉権及びストライキの権利を有する。しかし、法律は上記の権利にいくつか制限を設けており、旧マドゥロ政権は様々な機構を配置して、独立した労働者及び組合の権利を縮小した。組合の最低加入者数の要件は、組合の種類によって異なる。企業組合の結成には、最低 20 人の労働者が必要であり、1 つの管轄区域内の職業別、産業別又は部門別労働組合の結成には、同じ分野の労働者 40 人が必要であり、州及び全国レベルの組合には 150 人の労働者が必要である。旧政権が認可して公然と支持している並行的代表組織である従業員協会は、10 人から結成できる。

組合を結成する労働者の権利に対する「差別行為又はその行使に反対する介入行為」は、法律で禁止されている。全ての労働組合は、法により、各組合員の氏名、自宅の住所、電話番号及び国民身分証明書番号を記載した加入者名簿を労働省に提出しなければならない。同省は登録を審査した上で、当該組合が要件を全て満たしているか否かを決定する。組合は、組合を結成する年の 12 月 31 日までに登録申請を提出しなければならない。労働省が受理していない場合又は登録に不備があると同省がみなす場合は、その組合は合法的に存在できなくなる。法律は、組合の決定に立ち会い、その合法性を労働省に証明するための労働検査官の常駐も義務付けている。国際労働機関（ILO）は、同省が労働組合組織の登録を拒否したことに懸念を提起した。

雇用主は、法により、労働者の過半数を代表する組合とのみ団体契約を交渉することが許される。絶対多数を代表する組合が存在しない場合、少数派組織が合同で交渉することは許されない。法律は、組合がその活動を運営する能力も制限している。例えば、CNE は労働組合、労働連盟及び労働連合の内部選挙を管理する権限を与えられている。選挙は、法により、少なくとも 3 年ごとに行わなければならない。CNE が管理及び認定する選挙をこの期間内に行わない場合は、組合幹部は、法により、交渉において労働者の代表を務めることも、運營業務以外の活動に従事することも禁じられる。ILO は、CNE が労働組合の選挙に干渉した事案を何度も確認しており、1999 年から、CNE を組合の選挙プロセスから切り離すことを要請してきた。

官民部門の全ての労働者が法の定める条件に従ってストライキに参加する権利は、法律で認められている。合法的ストライキに参加する労働者は、法により、訴追からの免責

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を受けられ、ストライキに参加した時間に応じて、労働者の勤務時間を差し引かれる可能性はない。雇用主は、法により、ストライキに参加した労働者を職場復帰させなければならない、これを懈怠する雇用主の違反を抑止可能なほど十分な懲役刑が規定されている。法的ストライキの期間中は、代替労働者は許可されない。ストライキに参加する労働者が必須公共財及びサービスの生産又は提供を停滞させることは法律で禁止されているが、法律の「必須サービス」の定義は、ILO 基準よりも広義である。ILO は、「必須サービス」活動の定義から「いかなる場合にも、平和的ストライキの事案に刑事制裁を科すことが許容されないように（中略）、厳密な意味で必須ではない」活動を、法律の改正によって削除することを政府に要請した。

労働相は、ストライキが「全て又は一部の国民の生命又は安全を差し迫った危険に晒す」場合は、官民部門のストライキ参加者に、職場に戻って争議を仲裁機関に委ねるよう命令することが許される。その他の法規定は、特定の状況下でストライキの権利行使した場合の刑罰を定めている。例えば、法律は所定の行為を禁止しており、「軍事施設、公益事業、産業及び基本的（つまり、採掘）事業の組織及び機能、あるいは国の社会経済生活を妨害することや損なうことを意図した警戒区域内での活動の実現を組織化、支援又は扇動する」個人は全て 5 年以上 10 年以下の禁固刑に処せられるとしている。財の配布を制限する個人及び「財の生産、製造、輸入、貯蔵、輸送、分配及び商用化を直接又は間接的に妨害する作為又は不作為を策定又は実行する（中略）個人」による違反を抑止できるほど十分な懲役刑も、法律に規定されている。刑罰が法律違反を抑止するだけの十分なものであったか否かに関する情報はなかった。

旧マドゥロ政権は、行政及び立法機構を通じて、結社の自由及び団体交渉権を制限した。旧政権は、有効に法律を執行しなかった。

ILO は、労働組合員に対する暴力、及びベネズエラ商業・生産協会（Associations of Commerce and Production of Venezuela）を旧政権が威嚇したことについて懸念を提起した。2018 年に ILO 加盟国は、最低賃金の設定、結社の自由と団結権の保護、及び三者間協議にそれぞれ関連する ILO 条約第 26 号、87 号及び 144 号の労働者の権利違反に対して 2015 年に初めて申し立てられた度重なる苦情を調査するために、ILO ベネズエラ審査委員会（ILO Commission of Inquiry against Venezuela）の設立を投票で決定した。2019 年 10 月に委員会は事務局長宛てに報告書を発行し、旧政権が最低賃金、結社の自由及び団結権、労働基準に関する国際条約に繰り返し違反したと指摘した。委員会はまた、「労働者又は雇用主の組織の合法的活動を実行した結果、収監されている雇用主又は労働組合員の即時解放」を求めた。

労働活動家団体は、労働省に組合員名簿を毎年提示するという要件は義務負担を伴うもので、結社の自由の侵害であると相次いで報告した。団体の主張によれば、労働省は政治目的で、組合員が CNE の有権者登録をしていない場合は特に、名簿から組合員の名前を削除したということである。労働者幹部も、CNE に選挙承認を要請する労力負担と経済的負担の大きい管理プロセスと、そのような組合のプロセスのその後の CNE による承認の遅延を批判した。伝えられるところによれば、労働省の契約担当官の人事異動も激しく、これによって、組合のプロセスが適時に完了されなかった。民間部門及び公共部門の労働組合はいずれも、選挙の実施について CNE の同意を得る際、及び選挙結果の認定を受け取る際に長期的な遅延が発生し、これによって、組合は団体交渉を行えなくなったと述べた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

旧マドゥロ政権は引き続き、組合員数を減らして従来の独立的組合の効果を希薄化することを目指した多数の「並行的」組合を支援した。旧政権は、ベネズエラ労働者連合（Confederation of Venezuelan Workers）、ベネズエラ人労働者総連合（General Confederation of Venezuelan Workers）、ベネズエラ自治組合連合（Confederation of Autonomous Unions of Venezuela）、全国労働者組合（National Union of Workers）を含む、これ以外の独立的組合連合を考慮対象から除外した。

旧政権は、2002年から2003年のストライキの発生時、及び発生後に解雇された国営石油会社（PDVSA）の従業員19,000人の事案に対する裁決や、その他の方法での解決を拒否し続けた。労働省は、全国石油・ガス・石油化学・精油労働者組合（National Union of Oil, Gas, Petrochemical, and Refinery Workers）への登録を引き続き拒否した。

2002年の国家安全保障法以来悪魔視されてきたストライキの概念は、反政権派をクーデター計画又はその他の不安定化活動で告発する政治的手段として定期的に利用された。特に公共部門の一部の企業は、与党版「社会主義改革」に対する忠誠度が異なる複数の組合を抱えており、これは組合間の紛争及び不和を引き起こす可能性がある。

複数のNGOの報告によれば、旧政権は組合員を軍事法廷で起訴することで組合への嫌がらせを継続した。鉱山労働組合 Sintraferrominera 書記長のルベン・ゴンザレス（Ruben Gonzalez）は、団体交渉権と給与増額を求めた抗議活動に参加した後、2018年11月に逮捕された。2019年8月に軍事法廷は、軍隊及びGNBに対する「非道」を理由にゴンザレスを5年9カ月の禁固刑に処した。組合幹部は、ゴンザレスの逮捕を、旧政権が新しい団体協約が交渉されている間に、組合を排除して協力的な並行的組合を設ける活動の一部であると述べた。

b. 強制労働及び義務的労働の禁止

一部の形態の強制又は義務的労働は法律で禁じられているが、特定の形態の強制労働に対する刑罰は法律で規定されていない。法律は、組織犯罪集団による人身売買を、その組織犯罪に関する法律を通じて禁止しており、3人以上で構成される組織犯罪集団の構成員によって行われる成人の人身売買に対する刑罰は、違反を抑止するために十分である。しかし、この組織犯罪法は、かかる集団に所属しない個人による人身売買を禁止していない。検察官は、他の制定法を用いてかかる個人を訴追することができる。強制労働を目的とする子どもの人身売買は、成人より重い刑罰が法律に定められている。旧政権がこの法律を執行したことを示す包括的な情報は提供されなかった。労働者団体の雇用・賃金・組合自治戦線（Autonomous Front in Defense of Employment, Wages, and Unions : FADESS）の報告によれば、公共部門の労働者協定には、軍の予備軍での兵役を義務付ける規定が組み込まれていた。

強制労働を目的とする子ども及び成人の人身売買被害は、特にインフォーマル経済部門及び奴隷的家事労働で複数報告された（第7節cを参照）。FADESSによれば、政権からキューバ政府への石油資源の供給と引き換えに、旧マドゥロ政権の（Mission Inside the Barrio 等の）社会保障プログラムで労働するキューバ人は60,000人を超えるということである。FADESSによれば、キューバ人は教育省、登録省、公証人省、電気通信省及び安全保障省に勤務している。またFADESSによれば、G-2キューバ治安部隊は、国軍及び州営企業で雇用された。社会保障プログラム Mission Inside the Barrio に参加して

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

いた一部のキューバ人医療職員は、賃金の過少支払い、強制的な長時間労働、移動の制限、強制的な政治的教化、プログラムから逃げた場合の労働者及びその家族に対する報復措置の脅迫など、強制労働を示唆する証拠について語った。キューバ政府は、国内のキューバ医療職員のパスポートを取り上げたことを認めた。

刑法は男児の人身売買を十分に禁止する規定を設けておらず、営利目的の性的搾取等を目的とする女児の人身売買犯罪については、これを実行するために詐欺、強要、強制、暴力、脅迫、誘拐又はその他の不正手段を用いたことを示す証拠を義務付けている。

米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」
(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>) も参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律は、あらゆる最悪の形態の児童労働を禁じている。法律は、最低雇用年齢を 14 歳としている。14 歳未満の子どもは、全国未成年者協会 (National Institute for Minors) 又は労働省の特別許可が付与される場合に限り就労が許される。生命又は健康に危険が及ぶ可能性や、知性又は道徳性の発達を損なう可能性がある危険有害な職業では法定年齢未満の未成年者にかかる許可を付与してはならない。ILO によれば、旧マドゥロ政権は、危険有害とみなされる特定の職種一覧を公表していなかった。14 歳から 18 歳の子どもは、その法的後見人の許可がない場合、又は法律で明示的に禁止されている職業では就労できない。また、1 日 6 時間又は週 30 時間を超えて労働してはならない。18 歳未満の未成年者は、通常営業日以外は就労できない。

8 歳未満の子どもを雇用した個人は、違反を抑止できるほど十分な懲役刑に処される。未成年者を家事労働者として雇う場合は、雇用主は当局に通知しなければならない。旧政権は、有効に法律を執行しなかった。

労働法違反で制裁措置を科された雇用主の有無、又はその人数に関する情報は入手できなかった。旧政権は、ストリートチルドレン、就労児童及び働かされる危険のある子どもを含む、立場の弱い子どものためのサービスを引き続き行った。上記のサービス及びその他の旧政権が支援するプログラムの効果に関する独立的説明はなかった。

児童労働者の多くは、農業部門、路上販売、家事労働、又は中小企業で働き、就労先は家族経営の事業であることが最も多かった。奴隷的家事労働、採掘業、強制的物乞い及び営利目的の性的搾取に利用された子どもの事案が引き続き散発的に報告され (第 6 節を参照)、その多くは人身売買被害者の可能性があった。Cecodap の調査では、児童労働が鉱山労働者の最大 45% を占めることが分かった。

キューバの海外医療プログラムに参加している医師の一部は、強制労働を示唆する証拠を示した。そのような証拠には、医師の渡航文書と支払金の没収、参加者の移動の制限、仕事をしていない時の参加者の監視を実行する「世話人」の使用、医師免許剥奪の脅迫、参加者がプログラムから逃げた場合や、政府監督者の指示に従ってキューバに戻らなかった場合の刑罰、追放、家族との引き離しによる家族への報復があった。当局は、プログラムでの強制労働の申し立てを捜査しなかった。さらに、プログラムを去っ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た医師の報告によれば、キューバの「世話人」によって旧マドゥロ政権を支持するように人々を教化することや、支援を受けている人数を水増しするために記録を偽造することを強要された。

d. 雇用及び職業に関する差別

憲法は、市民全員の雇用差別を禁止している。年齢、人種、性別、社会的状況、信条、婚姻状況、組合所属、政治的意見、国籍、障害、又は法の前での平等の原則を揺るがすために使用可能な条件に基づく差別は法律で禁止されている。性的指向、性同一性又はHIV／エイズの罹患に基づく雇用差別を固有に禁じる法律はない。複数の報道機関やPROVEA及びアンドレス・ベジョ・カトリック大学人権センター（Human Rights Center at the Andres Bello Catholic University）等のNGOの報告によれば、政権は一部の事案で不服申し立てに取り組んで法律を執行する能力が非常に限定的であった。また、政治的動機に基づく積極的な差別の事案では場合によって政治的意思が欠けていた。

複数のNGOの報告によれば、公務員は自分の政治的信念や活動に関して差別に直面した。Aula Abiertaによれば、2018年に政治的理由で4,876人の公務員が解雇された。PROVEAによれば、2019年4月に、SEBINはベネズエラ中央銀行の従業員2人をグアイド暫定大統領との公務員の会合に参加したことを理由に拘禁した。

e. 受入れ可能な労働条件

旧マドゥロ政権は、全国最低賃金を引き上げたが、依然として貧困水準を下回っている。労働専門家によれば、この決定の一方的な性質は、賃金引上げの制定に先立ち、雇用主及び労働者と協議することを政府に義務付けるILO条約第26号に反するというものである。国民議会の議員は、この命令は団体交渉協約を奪ったため、法律違反であると述べた。石油、保健、電気通信及び電力部門の組合幹部は、賃金引上げ命令には、ハイパーインフレーションに対応した賃金調整は盛り込まれていないため、基礎食糧バスケットを購入するには依然として不十分だと強く主張した。この命令は、年功及び能力を考慮した昇級を含む賃金表を含め、これまでに締結された団体交渉協約を無効にしたことでも法律違反であった。

産業部門の労働組合のベネズエラ産業連盟（CONINDUSTRIA）によれば、2000年には15,000社あった企業のうち、2019年6月時点で残っていたのはわずか2,500社であったということである。

法の規定では、週労働時間は40時間（夜勤は35時間）である。法律は「交代勤務労働者」に対し、8週間の週労働時間が平均42時間を超えてはならず、残業時間の上限を年間100時間とすると、個別の制限を定めている。管理職は、従業員に時間外労働を義務付けてはならない。労働者は毎週連続2日間を休暇にする権利がある。残業代は、労働検査官が事前に残業を承認している場合は、割増率50%で支払われ、検査官が事前許可を与えていない場合は、割増率100%で支払われる。労働者は、法の規定により、勤続1年の終了後、年間15日間の有給休暇を取得する権利を与えられる。労働者は、追加日数年間15日を上限として、勤務年数が1年増えるごとに1日を追加する権利を有する。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

安全で衛生的且つ適正な労働条件は法の定めるところである。職場は「あらゆる危険な労働条件に対する労働者の健康及び生命の保護」を維持するものでなければならない。雇用主は法の要件により、労災及び業務上の疾患に対し所定の金額を労働者に支払わなければならない。これは、欠勤日数に対する日給の2倍から、後遺障害に対する数年分の給与まで様々である。労働者は、その雇用契約を損なうことなく、健康又は安全を脅かす状況から自ら退避することが許される。賃金及び時間、労働安全衛生に関する法律違反の罰則は、違反を抑止できるほど十分ではなかった。

法律は、期間労働者、臨時雇用労働者及び家庭内労働者を含む全ての労働者を対象とする。伝えられるところによれば、労働省は、フォーマル部門では最低賃金及び勤務時間に法を執行したが、労働人口の40%はインフォーマル部門の労働者で、ここでは、労働法及び労働者に対する保護措置は概ね実施されなかった。旧政権は、公共部門において、安全に対する法的保護措置を実施しなかった。PROVEAによれば、全国労働災害防止・健康・労働安全協会（National Institute for Prevention, Health, and Labor Security）は、多数の民間企業に危険な労働条件を是正するよう義務付けたが、旧政権は、国営企業及び公益事業体にかかる基準を同じように施行しなかった。労働安全衛生、最低賃金又は勤務時間規定を実施する検査官の人数又は検査頻度に関する情報は公表されていない。労働省の検査官は、危険な職場をめったに閉鎖しなかった。刑罰が法律違反を抑止するだけの十分なものであったか否かに関する情報はなかった。

職場での死亡及び傷害に関して公表されている公式統計データはなかった。